☆配偶者からの暴力を理由に避難している方への対応

基準日(平成27年5月31日)においては、配偶者が平成27年6月分の児童手当を受給しており、基準日の翌日以後に発生した配偶者からの暴力を理由として対象児童とともに避難した場合、一定の要件を満たす方については、平成27年6月分の児童手当を受給していなくても、実際にお住まいの市区町村で子育て世帯臨時特例給付金の申請をすることができます。なお、子育て世帯臨時特例給付金を申請するに当たり、配偶者からの暴力を理由に避難している旨の申出を事前に行っていただく場合があります。詳しくは、こども未来課までお問い合わせください。

☆平成27年度も臨時福祉給付金を支給します

平成27年度の臨時福祉給付金の申請方法等に関するお知らせは、広報あさか7月号に掲載する予定です。

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください

市や厚生労働省などの職員がATM(銀行、コンビニなどの現金自動預け払い機)の操作をお願いすることは絶対にありません。

臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金に関して、これらの疑いのある電話がかかってきたり、 郵便が届いたら、迷わず、市役所や朝霞警察署(または警察相談専用電話)にご連絡ください。

朝霞警察署 ☎465-0110

警察相談専用電話 #9110



未来ある子どもたちのために

問/こども未来課 ☎463-0364

みなさんは「児童福祉週間」をご存じですか?児童福祉の理念の普及・啓発を図るとともに、 子どもや家庭、子どもの健やかな成長について国民全体で考えることを目的に、毎年5月5日 の「子どもの日」から1週間を「児童福祉週間」と定めています。

今年も5月5日(火·祝)~11日(月)まで、平成27年度の児童福祉週間標語「世界には 君の輝く場所がある」をテーマに、全国で各種行事が行われます。そこで、みなさんに児童福祉について考えるきっかけになればと思い、子どもの権利についてご案内いたします。

「子どもの権利条約」を聞いたことがありますか?世界中すべての子どもが持っている"権利"について定めた条約です。「子どもの権利条約」は、世界中の子どもたちが幸福に生きることを願い1989年に国連で採択されました。現在195の国と地域で締結されています。



1 生きる権利

防げる病気などで命をうば われないこと。病気やけが をしたら治療を受けられる ことなど。

2 育つ権利

教育を受け、休んだり遊んだりできること。考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。

3 守られる権利

あらゆる種類の虐待や詐取 などから守られること。障 害のある子どもや少数民族 の子どもなどはとくに守ら れることなど。

4 参加する権利

自由に意見をあらわしたり、集まってグループをつくったり、自由な活動をおこなったりできることなど。

●「子どもの権利条約」が定めている権利

この条約は大きくわけて上の4つの子どもの権利を守るように定めています。そして、子どもにとっていちばん良いことを実現しようとうたっています。

※詳しくは・・・日本ユニセフ協会 http://www.unicef.or.jp/ 外務省 http://www.mofa.go.jp/mofaj/

また日本にも、昭和26年5月5日に児童の成長と幸福の実現を願って作成された宣言的文章「**児童憲章」**があります。 基本綱領に、「児童は、人として尊ばれる」「児童は、社会の一員として重んぜられる」「児童は、よい環境のなかで育てられる」とうたわれ、全12条の本文において「すべての児童は、心身ともに健やかにうまれ、育てられ、その生活を保障される。」など児童が不当に扱われることなく、愛情をもって育てられることがうたわれています。

※詳しくは・・・文部科学省 http://www.mext.go.jp/

朝霞市では「子どもの視点」、「保護者の視点」、それらを支える「地域の視点」を、市の子育てに対する考え方の根底に据え、子どもが「朝霞で育ってよかった」と思い、保護者が「朝霞で育ててよかった」と実感し、地域の人たちが「子育てのよろこびをわかちあえる」まちを目指すものとして、「このまちで一育ってよかった一育ててよかった一子育てのよろこびをわかちあえるまち 朝霞」を基本理念とする「朝霞市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

すべての子どもたちが家庭や地域において、豊かな愛情に包まれながら、夢と希望をもち、たくましく育っていけるよう、子どもや家庭のあり方、子どもたちの健やかな成長について、みんなで考えていきましょう。

※「朝霞市子ども・子育て支援事業計画」は、市公式ホームページや保育課、市内図書館などでご覧いただけます。